

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付実施細則

（目的）

第1 この細則は、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の通知）

第2 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第4条の規定により申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

（承認の通知）

第3 知事は、規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により承認の申請があった場合の承認は、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

（補助金に係る書類の提出先）

第4 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

（省エネルギー診断実施機関）

第5 交付要綱第2第1項第4号の規定による専門機関は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）一般財団法人省エネルギーセンター
- （2）令和7年度補正 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）による診断機関
- （3）その他知事が認める者

（事業実施期間）

第6 交付要綱第7の規定による別に定める期間は、交付決定日から令和9年2月26日（金）までとする。

（提出期限）

第7 交付要綱別表2（第8関係）の規定による別に定める提出期限は、次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による書類
事業着手予定日の20日以前又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日まで。
- （2）規則第13条第1項の規定による書類
事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日まで。
- （3）要綱第10の規定による書類
事業完了日の属する県の会計年度の翌年度から起算して2年間の各年度における6月末日まで。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月2日から施行する。

岩手県指令 第 号
住 所
氏 名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金に
対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第 5 条の規
定により、次の条件を付けて、事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金 円を交付し
ます。

年 月 日

岩手県知事 印

- 1 補助事業者は、規則及び事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、この補助金に係る証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

岩手県指令 第 号
住所
氏名

事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった事業者向け省エネルギー対策推進事業費補助金交付決定について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事 印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更内容（中止・廃止）
- 3 変更の承認条件